

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

半田市長

市町村名 (市町村コード)	半田市 (23205)
地域名 (地域内農業集落名)	半田地区 ( 有脇・亀崎・乙川・岩滑・半田・成岩・板山 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者の確保や若手農業者が農業を持続・発展できるような支援が重要である。  
 地域内の農業を担う者は、46経営体いるが、大半は畜産農家や施設園芸農家であり、耕種農家は10経営体余りであることから、農地利用の集積・集約に限界がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・有脇・亀崎地区は、若手水稻農家に集積・集約を進めていく。  
 ・乙川地区は、小さな田んぼが多いため農地の大区画化・農地改良等の基盤整備を検討する。  
 ・岩滑・半田地区は、畜産農家が多いため兼業として農地利用を推進していくほか、農産物を販売する場所を検討する。  
 ・成岩地区は、新規就農者の受け入れを促進し、貸付を進めていく。一部耕作しにくい農地は農地改良等の基盤整備を検討する。  
 ・板山地区は、大規模農家に集積・集約を進めていく。営農集団など地域と担い手が一体となって農地を利用できる体制の構築を図り、機械の共同利用等を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	744 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	744 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の貸したい意向の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備に向けて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業大学校等において半田市独自の就農者向けパンフレットの配布及び半田市で就農する魅力についてPRし、認定新規就農者を確保する。また、SNSや市報特集ページにおいて半田の農家の魅力発信を行い、就農へつながる機会の創出を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
-

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑨地域で生産された飼料作物は、畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する取組を推進する。